

## 特例県第2種施設について（「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」より）

### 条例の条文

（特例県第2種施設）

第15条 県第2種施設のうち次に掲げる施設の施設管理者は、<sup>①</sup>第9条の規定にかかわらず、法に規定する措置を講ずることにより足りるものとする。ただし、当該措置を講じない場合は、当該措置に準ずる措置を講ずるように努めなければならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第4号までに掲げる営業又は同条第11項に規定する営業の用に供する施設

② (2) 事業の用に供する床面積から食品の調理の用に供する施設又は設備に係る部分を除いた部分の床面積の合計が100平方メートル以下の飲食店

(3) 事業の用に供する床面積の合計が700平方メートル以下のホテル、旅館その他これらに類する施設

(4) 法第28条第7号に規定する喫煙目的施設

(5) 改正法附則第2条第2項に規定する既存特定飲食提供施設のうち屋内全部を喫煙可能室とした施設（第2号に掲げる施設を除く。）



### 補足説明

① 「たばこの煙の流出防止にかかる技術的基準」を満たせない（屋外排気ができない）場合、経過措置の適用を受けることができる、ということです。

なお、経過措置の詳細については、「技術的基準の経過措置」のPDFファイル（「受動喫煙防止対策」のページ内）をご覧ください。

② ここでいう面積は、事業所の床面積（店舗総面積）から調理場の部分を除いた面積であり、『客席の面積』だけでなく、通路、トイレ、レジ等、調理場以外の部分を合計した面積になりますのでご注意ください。

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）  
第2条第1項第1号から第4号までに掲げる営業又は同条第11項に規定する営業  
の用に供する施設」の詳細

(1)	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第4号までに掲げる営業又は同条第11項に規定する営業の用に供する施設</p> <p>1号営業 キャバレー、待合、料理店、カフェ等</p> <p>2号営業 喫茶店、バー等のうち低照度の飲食店</p> <p>3号営業 喫茶店、バー等のうち区画席の飲食店</p> <p>4号営業 まあじやん屋（マージャン屋）、ぱちんこ屋等</p> <p>11項営業 ナイトクラブ等の特定遊興飲食店</p>
-----	--

（「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例に関するQ & A」より）

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業（以下「[店舗型性風俗特殊営業等](#)」という。）を営む店舗は、県条例の対象外（条例 別表第2より）